

○内閣府令第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 野村 哲郎

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

送 付 窓

別紙様式第 8 号 (第111条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所

農 林 中 央 金 庫

代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

[第 1 ～第 6 略]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 略]

第 1 事業概況書

年度 (年 月 日から) 事業概況書
年 月 日まで)

[1 ～14 略]

15 単体自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期	末 期	前 期	末 期
	経過措置による不算		経過措置による不算	

送 付 窓

別紙様式第 8 号 (第111条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所

農 林 中 央 金 庫

代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

[第 1 ～第 6 同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 同左]

第 1 事業概況書

年度 (年 月 日から) 事業概況書
年 月 日まで)

[1 ～14 同左]

15 単体自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期	末 期	前 期	末 期
	経過措置による不算		経過措置による不算	

		入額	入額
[略]			
[項を削る。]			
[略]			
[項を削る。]			
[略]			
マーケット・リスク相当額を8%で 除して得た額			
<u>勘定間の振替分</u>			
[略]			
フロア調整額			
[項を削る。]			
[略]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			

		入額	入額
[同左]			
<u>適格旧Tier 1資本調達手段の額のうちその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>			
[同左]			
<u>適格旧Tier 2資本調達手段の額のうちTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>			
[同左]			
マーケット・リスク相当額を8% で除して得た額			
[項を加える。]			
[同左]			
信用リスク・アセット調整額			
<u>オペレーショナル・リスク相当額調整額</u>			
[同左]			
<u>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</u>			
<u>適格旧Tier 1資本調達手段に係る算入上限額</u>			
<u>適格旧Tier 1資本調達手段の額から適格旧Tier 1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合において、<u>零とする。</u>)</u>			
<u>適格旧Tier 2資本調達手段に係る算入上限額</u>			
<u>適格旧Tier 2資本調達手段の額から適格旧Tier 2資本調達手段に係</u>			

--

(記載上の注意)

[1～6 略]

[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
最低単体レバレッジ・バットナー比率	%	%
単体レバレッジ・バットナー比率	%	%

(記載上の注意)

[1・2 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第9号(第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)

金融庁長官 殿
 農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
 農 林 中 央 金 庫
 代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、 <u>零とする。</u>)				
---	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
[項を加える。]		
[項を加える。]		

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第9号(第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)

金融庁長官 殿
 農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
 農 林 中 央 金 庫
 代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

目次

- [第1～第6 略]
(記載上の注意)
- [1～5 略]
- 第1 事業概況書

年度 (年 月 日から) 事業概況書
年 月 日まで

[1～15 略]

16 単体自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	経過措置による不 算入額	前 期 末	経過措置による不 算入額
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
パーセント・リスク相当額を8% で除して得た額				
<u>勘定間の振替分</u>				

を次のとおり報告します。

目次

- [第1～第6 同左]
(記載上の注意)
- [1～5 同左]
- 第1 事業概況書

年度 (年 月 日から) 事業概況書
年 月 日まで

[1～15 同左]

16 単体自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	経過措置による不 算入額	前 期 末	経過措置による不 算入額
[同左]				
<u>適格旧Tier 1資本調達手段の額のうちその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
<u>適格旧Tier 2資本調達手段の額のうちTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
パーセント・リスク相当額を8% で除して得た額				
[項を加える。]				

[略]				
フロア調整額				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				

(記載上の注意)
 [1～6 略]
 [資本バツプナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプナー比率]
 [表略]
 (記載上の注意)
 [1～5 略]
 [単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
<u>最低単体レバレッジ・バツプナー比率</u>	%	%

[同左]				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				

(記載上の注意)
 [1～6 同左]
 [資本バツプナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプナー比率]
 [同左]
 (記載上の注意)
 [1～5 同左]
 [単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
[項を加える。]		

単体レバレッジ・バツプラー比率	%	%
-----------------	---	---

(記載上の注意)

[1・2 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第10号 (第111条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

年度 (年 月 日から 年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所 農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 事業概況書

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

[項を加える。]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第10号 (第111条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

年度 (年 月 日から 年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所 農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期	末	前 期	末
		経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
マーケット・リスク相当額を8%				

(単位：百万円)

項 目	当 期	末	前 期	末
		経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額
[同左]				
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額の うちその他 Tier 1 資本に係る基礎 項目の額に含まれる額				
うち、農林中央金庫及び農林中 央金庫の特別目的会社等の発行 する資本調達手段の額				
うち、農林中央金庫の連結子法 人等（農林中央金庫の特別目的 会社等を除く。）の発行する資本 調達手段の額				
[同左]				
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額の うち Tier 2 資本に係る基礎項目の 額に含まれる額				
うち、農林中央金庫及び農林中 央金庫の特別目的会社等の発行 する資本調達手段の額				
うち、農林中央金庫の連結子法 人等（農林中央金庫の特別目的 会社等を除く。）の発行する資本 調達手段の額				
[同左]				
マーケット・リスク相当額を8%				

で除して得た額				
<u>勘定間の振替分</u>				
【略】				
フロア調整額				
【項を削る。】				
【略】				
【項を削る。】				
【項を削る。】				
【項を削る。】				
【項を削る。】				
【項を削る。】				
【項を削る。】				

で除して得た額				
【項を加える。】				
【同左】				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額				
調整額				
【同左】				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
<u>適格旧Tier 1資本調達手段に係る</u>				
<u>算入上限額</u>				
<u>適格旧Tier 1資本調達手段の額から適格旧Tier 1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額</u> (当該額が零を下回る場合において、 <u>零とする。</u>)				
<u>適格旧Tier 2資本調達手段に係る</u>				
<u>算入上限額</u>				
<u>適格旧Tier 2資本調達手段の額から適格旧Tier 2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額</u> (当該額が零を下回る場合において、 <u>零とする。</u>)				

(記載上の注意)
 [1 ～ 6 略]
 [資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]
 [表略]
 (記載上の注意)
 [1 ～ 4 略]
 [連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
----	-----	-----

(記載上の注意)
 [1 ～ 6 同左]
 [資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]
 [同左]
 (記載上の注意)
 [1 ～ 4 同左]
 [連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
----	-----	-----

連結レバレッジ比率	%	%
最低連結レバレッジ・バツンブナー比率	%	%
連結レバレッジ・バツンブナー比率	%	%

(記載上の注意)

[1・2 略]

第2 [略]

連結レバレッジ比率	%	%
[項を加える。]		
[項を加える。]		

(記載上の注意)

[1・2 同左]

第2 [同左]

備考 表中の「」の記載は注記される。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第八号から別紙様式第十号までは、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

2 施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書に記載すべき単体自己資本比率及び連結自己資本比率が施行日の前日において適用されていた農林中央金庫法第五十六条各号に規定する基準の例により算出したものである場合には、当該業務報告書についての新規則別紙様式第八号及び別紙様式第九号（国際統一基準に係る単体自己資本比率に係る部分に限る。）並びに別紙様式第十号（国際統一基準に係る連結自己資本比率に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。